

中国向け輸出水産食品の衛生証明書発行手続について

1. 衛生証明書発行申請書（別紙様式8-1）について

(1) 記載事項については、基本的に日本語・英語併記とすること。

(2) 製品の詳細については以下の事項に留意すること。

「①品名」の英語表記については、冷却、冷凍、包装、一夜干し等製品の魚種（学名）が判明する程度に加工された製品（以下「簡易な加工品」という。）の場合、当該水産食品の英名を記載することとし、それ以外の「加工品」（学名記載が困難な場合に限る。）の場合は、商品名や当該食品の内容が分かる一般的な名称を記載すること。

「②学名」については、「簡易な加工品」の場合は、ラテン語で記載すること。加工品の場合は、項目欄に\*\*\*を記載すること。

「③産地」については、当該食品が「簡易な加工品」の場合は「捕獲地域」を記載すること。また、当該食品が我が国において加工された場合は、最終加工施設が所在する都道府県名を記載すること。

「④生産分類」については、

- ・ 生産分類（養殖/天然）が不明として提出された場合、生産履歴が判明しないものとして、衛生証明書の発行は行えない（輸入品も同様）。
- ・ 生産分類（養殖/天然）は判明しているが、区域や漁船名等が不明の場合は衛生証明書の発行は行えない（輸入品も同様）。
- ・ 捕獲漁船名及び漁船番号について、複数にわたる場合には代表的な漁船について記載すること。漁船を使用していない場合は、項目欄に\*\*\*を記載すること。
- ・ 養殖/天然については、該当する□にレ点を記載すること。該当しない方は□空白とし、項目欄には\*\*\*を記載すること。
- ・ 加工品について養殖・天然両方の原料を使用している場合は、両方の□にレ点を記載し、区域等を記載すること。
- ・ 捕獲区域については、捕獲された国内の水域名又は外国の水域名を記載すること。なお、水域名の記載に当たっては、別添7「生鮮魚介類の生産水域名の表示のガイドライン（平成15年6月付け：水産物表示検討会）」を参考とすること。

「⑤加工方法」については、包装のみを行った冷蔵の魚介類（以下「生鮮品」という。）の場合は「冷蔵 Refrigerated」、包装のみを行った冷凍の魚介類（以下「冷凍品」という。）の場合は「冷凍 Frozen」と記載すること。

「⑥登録施設名（登録番号）及び住所」については、輸出水産食品が輸入品で最終保管施設に保管されたものである場合には、最終保管施設に加え、最終加工を行った海外の登録施設又は船舶（登録番号）を記載すること。

「⑧コンテナ番号」については、申請時までには判明しない場合は、空欄の状態でも提出可能であるが、判明次第速やかに衛生証明書発行機関へ届け出ること。

「⑨封印番号（コンテナ等の封印番号）」については、申請時までには判明しない場合、空欄の状態でも提出可能であるが、判明次第速やかに衛生証明書発行機関へ届け出ること。

「⑭生産年月日」については、申請品目中年月日が異なるものが存在する場合、全て記載すること。また、年月日が異なるものが相当数存在する場合には、申請書への記載は全てとするが、衛生証明書への記載は「〇月〇日から〇月〇日まで」でも差し支えないこと。なお、生鮮品については「捕獲年月日」を、冷凍品については「冷凍年月日」を生産年月日とする。

「⑮出発地」及び「⑯到着地」については、港や空港の名称を記載すること。

(3) 「2. 官能検査実施結果」については、別添5の運用に基づき官能検査を実施した品質確認者氏名及び官能検査実施日を記載すること。

(4) 「3. 同一の登録施設で加工等された同一製品に係る自主検査結果」については、「なし」又は「あり」のいずれかを○で示し、「あり」の場合は、有効期間内の試験成績書の試験成績書発行機関名、発行日及び番号を記載すること。

## 2. 衛生証明書（別紙様式9-1）について

### (1) 輸出者が実施すべき事項

- 厚生労働省のホームページ上にて掲載する別紙様式9-1（電子ファイル）に必要事項（「Country of production」及び「I. Details identifying the fishery and fishery products」）を入力の上、所定用紙を用い、自ら印刷をすること。ただし、電子メールにより発行申請を行う場合は、印刷を要しないこと。
- 衛生証明書は両面印刷の1枚とし、表面は「⑦Methods of Transportation」まで、裏面は「⑧Container Number」から始まるよう印刷すること。
- 記載に当たっては、基本的に英語表記を用いること。なお、学名については、ラテン語表記を用いること。
- 「Country of production」については、国内で漁獲された水産食品及び国内で加工された水産食品の場合、Japanと記載すること。外国から国内へ輸入された水産食品を中国へ再輸出する場合（国内において加工工程

なし。)には、当該水産食品の原産国名を英語で記載すること。

- 「④Product Classification (生産分類)」については、該当する□にレ点を記載すること。該当しない方は□空白とし、項目欄には\*\*\*を記載すること。
- 「⑤Methods of Manufacture or Processing (加工方法)」については、生鮮品は「Refrigerated」、冷凍品は「Frozen」と記載すること。
- 「⑥ Name and Address of Establishment and its Registration Number (登録施設名 (登録番号)) 及び住所」については、輸出水産食品が輸入品で最終保管施設に保管されたものである場合には、最終保管施設に加え、最終加工を行った海外の登録施設又は船舶 (登録番号) を記載すること。

## (2) 衛生証明書発行機関が実施すべき事項

- 「Reference No」については、発行番号を記載すること。なお、発行番号については、衛生証明書発行機関ごとに以下のとおり管理を行うこと。  
都道府県等衛生部局の発行番号：  
上2桁はCN、次の4桁は都道府県別市区町村符号又は保健所符号 (符号が2桁の場合は、続けて00を付すこと。例：北海道0100)、次の1桁はハイフン、次の2桁は西暦の下2桁 (年度)、10桁目以降に0001から番号を付すこと。(例：北海道CN0100-130001、那覇市保健所CN4731-130001)  
地方厚生局の発行番号：  
上2桁はCN、次の4桁は北海道厚生局は9991、東北厚生局は9992、関東信越厚生局は9993、東海北陸厚生局は9994、近畿厚生局は9995、中国四国厚生局は9996、九州厚生局は9997、次の1桁はハイフン、次の2桁は西暦の下2桁 (年度)、10桁目以降に0001から番号を付すこと。(例：CN9991-130001)
- 「Certificate-issuing agency」については、衛生証明書発行機関名を記載すること。
- 「Place of Issue」については、衛生証明書発行機関が所在する都道府県名を記載すること。(例：HOKKAIDO、NAGASAKI等)
- 「Date of Issue」については、発行年月日を記載すること。(例1st January, 2000)
- コンテナ番号等及び封印番号が申請時に不明であった場合は、その後申請者から提出された別紙様式8-2に基づきこれらの番号を追記すること。
- なお、電子メールによる発行申請の場合には、輸出者から提出された別紙9-1 (電子ファイル) を所定用紙に印刷の上、手続きを行うこと。

### 3. 別紙様式9-2の記載について

以下(1)から(3)の貨物を一括して輸出する場合は、1枚の衛生証明書(別紙様式9-1)に別紙様式9-2(所定用紙に印刷。)を添付し対応できるものとする。

- (1) 魚種の異なる鮮魚及び冷凍魚(最終加工施設が同一のもの。)
- (2) 形態の異なる鮮魚及び冷凍魚(最終加工施設が同一のもの。)
- (3) 同一の登録施設及び同一の加工方法である加工品(原材料が異なるものも含む。)

なお、一括して輸出する貨物は別紙様式8-1における申請内容の③⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑮⑯が同一であること。また、別紙様式9-2において記載する①②④⑫⑬⑭については、別紙様式9-1の記載欄には、「As per attached sheet」と記載すること。別紙様式9-2の行数及び行幅は変更可能とする。

また、衛生証明書発行機関は、「Reference No」については、別紙様式9-1で記載した番号と同じ番号を記載すること。

## 電子メール又はNACCSによる衛生証明書の発行申請手続

### 1. 衛生証明書の発行申請前の手続

#### (1) 電子メールにより発行申請を行う場合

輸出者は、別紙様式12に必要事項を記入の上、以下により年度内の輸出計画書を書面にて証明書発行機関宛てに提出すること。

- ① 輸出計画は、前年度の輸出実績、当該年度の事業計画などを踏まえ、提出時点で作成可能な内容を記載すること。
- ② 一つの輸出計画書に、同一の証明書発行機関で衛生証明書等を発行する他の輸出先国・地域の輸出計画を併せて記載して差し支えない。
- ③ 輸出先国・地域の追加が生じた場合は、同様式により輸出計画の変更を届け出ること。なお、輸出年月、輸出品目及び輸出数重量に変更が生じた場合にあっては、変更の届出は要しない。

#### (2) NACCSにより発行申請を行う場合

輸出者は、輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社のウェブサイトに掲載されているNACCS掲示板にアクセスし、同社に対して、輸出証明書等発給申請業務の利用申込みの手続を行うこと。

### 2. 衛生証明書の発行申請手続

輸出者は、食品を輸出しようとする都度、取扱要領に従い、電子メール又はNACCSを利用して、衛生証明書の発行申請に必要な書類を電子メールに添付し、所定の証明書発行機関宛てに提出すること（その際、衛生証明書発行申請書への代表者印等の押印は要しない。）。なお、電子メールにより発行申請を行う場合であって、1.(1)の輸出計画書を予め提出していない輸出先国・地域に輸出を行う場合は、必要な書類を郵送等により提出すること。

また、発行申請に当たっては、以下の事項に留意すること。

- (1) 申請に利用する情報システムについて、セキュリティ対策に努めること。
- (2) 衛生証明書は、従来どおり書面による交付となることから、受取方法について証明書発行機関と予め調整すること。

## 中国向け輸出水産食品の官能検査の運用

### 1. 品質確認者の選任

輸出者は、輸出者自らが定めた品質確認者（食品衛生責任者の資格を有する等、輸出される水産食品の品質を確認できる経験や知識を有する者）を選任すること。

### 2. 官能検査

選任された品質確認者は、輸出の都度、別添6に掲げる官能検査を実施し、当該官能検査基準を満たしていることを確認するとともに、別紙様式10に結果を記載すること。なお、検査実施が確認できれば、任意の様式を用いて差し支えないこと。

輸出者は、官能検査結果が記載された記録を3年間保管すること。

### 3. その他

品質確認者は、輸出される水産物について官能検査の他、以下の状況についても確認すること。

- (1) 衛生的かつ適切な温度下で官能検査が行われていること。
- (2) 申請内容と荷口が適合していること。

## 中国向け輸出水産食品の検査手順

## 1. 検査実施者

輸出者が選任を行った品質確認者

## 2. サンプルング

申請品目毎に1ロットとし、荷口の確認を行うとともに下記3について、1ロットの梱包数(N)に応じて、以下に示す開梱数(n)を目安とする。

1ロットの梱包数(N)	開梱数(n)
$N \leq 150$	3
$150 < N \leq 1200$	5
$N > 1200$	8

※1ロットの梱包数が3に満たない場合は開梱数(n)は1とする。

## 3. 官能検査基準

## (1) 水産物(未加工品、簡易な加工品)

項目	判定基準
外観	鱗とひれにほとんど損傷がなく、鱗が簡単に抜け落ちない状態であること。 皮膚表面には寄生虫が付いていないこと(冷凍、加熱食品及び高度加工品は除く)。 包装され、破損がないこと。
におい	魚類特有のにおいであり、鮮度低下に伴うアンモニア臭等の異臭がないこと。
組織	筋肉が引き締まって弾力があり、内臓もはっきりと識別でき、鮮度が良好であること。

## (2) 水産物(加工品)

項目	判定基準
外観	形が整っており、損傷が無く、固有の色沢を有するものであること。 包装され、破損がないこと。
におい	固有のにおいであり、異臭がないこと。
組織	製品固有の性状を有すること。